

江戸川区景観条例施行規則の一部改正に関する陳情

(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 7 3 号

受理年月日 令和3年2月 1日

付託年月日 令和3年2月24日

陳 情 者

陳 情 原 文 葛西海浜公園（西なぎさ含む）は江戸川区景観条例で臨海景観拠点地区として、良好な景観の保全地区に指定されています。この西なぎさに（仮称）ビジターセンター（2階建て）新築計画（令和4年完成）が予定されています。

江戸川区景観条例施行規則の別表第2（第11条届出対象行為）の1の欄に掲げる建築物の新築は、高さ15メートル（ビル約5階建て）以上又は延べ床面積3,000平方メートル以上が「事前相談」及び「届出」の対象とされており、今回のビジターセンターは対象外となります。

2階建てビジターセンターが建つことで西なぎさを含む葛西海浜公園全体の景観がどのように変化するか現地調査をしました。その結果、砂浜及び海辺の大景観が損なわれてしまうことが確認されました。三枚洲の干潟に造られた西なぎさの自然豊かな景観を保全し、持続させていくためには、現行の景観条例施行規則の一部を改正する必要があります。

つきましては、貴議会において、江戸川区景観条例施行規則別表第2に掲げる規模の行為について改正をするよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 別表第2の臨海景観拠点地区の1の欄の「高さ15メートル以上又は延べ床面積3,000平方メートル以上」の末尾に「但し、西なぎさはすべての建築物」を追加する。
- 2 別表第2の臨海景観拠点地区の2の欄の「高さ15メートル以上又は築造面積3,000平方メートル以上」の末尾に「但し、西なぎさはすべての工作物」を追加する。